



三重県公報

平成26年1月21日（火）

第 2565 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	規 則		
1	肥料取締法施行細則の一部を改正する規則	(農産物安全課)	2
	告 示		
48	特定第2号漁業者の同意が要件に適合している旨	(水産経営課)	2
49	証紙の販売所の新設の承認	(出納局)	2
	公 告		
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(男女共同参画・NPO課)	2
	同件	(同)	3
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(同)	3
	同件	(同)	4
	同件	(同)	4
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行った旨	(同)	4
	土地改良区の定款変更の認可	(農地調整課)	5
	林業種苗法の規定による講習会の開催	(森林・林業経営課)	5
	公共測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	6
	特 定 調 達 公 告		
	一般競争入札を行う旨	(出納局)	6

規 則

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成二十六年一月二十一日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第一号

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則
肥料取締法施行細則（昭和二十四年三重県規則第九号）の一部を次のように改正する。
別表第五号の項中「普通肥料」の次に「（六に掲げるものを除く。）」を加え、同表に次のように加える。

六 牛由来の原料を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉を原料として生産された普通肥料	この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。
--	--

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第 48 号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。
平成 26 年 1 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区 域	区 分
長島町区域 （三重外湾漁業協同組合のうち長島町の地区）	中型まき網漁業（総トン数 20 トン以上 100 トン未満の漁船によるものをいう。）及び雑魚定置漁業

三重県告示第 49 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から申請のあった販売所の新設について、次のとおり承認しました。
平成 26 年 1 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

販売人の名称	新 設 す る 販 売 所		新設年月日
	名 称	所 在 地	
北伊勢上野信用金庫	ゆめが丘出張所	伊賀市ゆめが丘 3-1-7	平成 26 年 1 月 9 日

公 告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。
なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO 課に備え置いて、平成 26 年 3 月 8 日まで縦覧に供します。
平成 26 年 1 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 申請のあった年月日
平成 26 年 1 月 8 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 三重模擬患者の会
 - (2) 代表者の氏名
竹村 洋典
 - (3) 主たる事務所の所在地
津市江戸橋 2 丁目 174 番地
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、医療に係る学習者に対して、SP (Simulated Patient 模擬患者) に関する事業を行い、もって、患者と医療者との相互理解を深め、これからの医療とその教育の向上に資することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成 26 年 3 月 8 日まで縦覧に供します。

平成 26 年 1 月 21 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 申請のあった年月日
平成 26 年 1 月 8 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 ファリース
 - (2) 代表者の氏名
山口 恵子
 - (3) 主たる事務所の所在地
松阪市久保町 1339 番地 5
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、地域福祉に貢献すると共に、障害福祉の増進に関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成 26 年 3 月 8 日まで縦覧に供します。

平成 26 年 1 月 21 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 申請のあった年月日
平成 26 年 1 月 8 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 まみいはんど
 - (2) 代表者の氏名
池田 恵津子
 - (3) 主たる事務所の所在地
伊勢市勢田町 608 番地 137
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、近年一層の長寿社会を迎え、高齢者の健康づくりの増進と自立を助長すると共に、障害者及び障害者の家族に対しても福祉や生活に関する事業を行い、健康で生きがいを持ち地域で活動できる社会づくりや、誇りと尊厳を持ちながら安心して暮らしていくことのできる地域社会の創設に努め、明るく活力ある福祉全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成26年3月10日まで縦覧に供します。

平成26年1月21日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 申請のあった年月日

平成26年1月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 町屋百人衆

(2) 代表者の氏名

富田 知旨

(3) 主たる事務所の所在地

津市栗真町屋町 815 番地 1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、町屋地区の次代の担い手としての責任を自覚し、地区の経済・歴史・社会等の諸問題の調査研究を行い、会員及び地区の人々との交流に努め、地区内の環境を保全し、地域の活性化を図ることを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成26年3月10日まで縦覧に供します。

平成26年1月21日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 申請のあった年月日

平成26年1月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 三重花菖蒲スポーツクラブ

(2) 代表者の氏名

向井 弘光

(3) 主たる事務所の所在地

鈴鹿市御園町 1669 番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、スポーツ愛好者及び青少年に対しハンドボールを主体とした各種競技の普及並びにスポーツ競技者の育成強化に関する事業を行い、総合型地域スポーツの振興を通じた健全な明るい社会づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第6条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成 26 年 1 月 21 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 認証年月日

平成 26 年 1 月 9 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 桑名失語症渡しの会

(2) 代表者の氏名

林 淳藏

(3) 主たる事務所の所在地

桑名市大字和泉 1233 番地 1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、失語症のため、就労困難な人たちに対して軽作業などの活動の場を提供し、豊かな地域生活を送るための力を育て、ノーマライゼーションの考え方にに基づき、優しさといたわりの心の育つ豊かな地域生活をおくることができ、皆が支えあって暮らせる街づくりに寄与することを目的とします。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、山田土地改良区（志摩市磯部町山田 274）の定款の変更を認可しました。

平成 26 年 1 月 21 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 11 条第 1 項の規定による講習会を次のとおり開催します。

平成 26 年 1 月 21 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 講習会の開催日時及び場所

年 月 日	講 習 時 間	場 所
平成 26 年 2 月 28 日（金）	午前 10 時から午後 5 時まで	津市広明町 13 番地 三重県庁 1 階 応接室 A

2 講習内容

- (1) 種苗に関する法令
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項
- (3) 種苗の生産技術に関する事項

3 受講の申込方法

(1) 提出書類

生産事業者講習会受講申込書（林業種苗法施行細則（昭和 46 年三重県規則第 7 号）第 1 号様式）

(2) 手数料及び納付方法

生産事業者講習手数料は 14,000 円とし、その金額に相当する三重県収入証紙を生産事業者講習会受講申込書に貼り付けてください。

(3) 提出期限

平成 26 年 2 月 7 日（金）午後 5 時まで

(4) 提出場所

住所地を所管する各農林（水産）事務所

4 その他

- (1) 受講対象者は必ず本人とし、代理者の受講は認められませんので、御留意ください。
- (2) 受講を遅刻又は早退した場合は、講習修了と認められません。
（交通機関の乱れによる遅刻の場合は、必ず交通機関が交付する遅延証明書をお持ちください。）
- (3) 筆記用具を持参してください。
- (4) 受け付けた生産事業者講習会受講申込書及び納付された生産事業者講習手数料は、返還しません。
- (5) 講習会に関する問い合わせ先は、三重県農林水産部森林・林業経営課（電話 059-224-2991）又は最寄りの各農林（水産）事務所です。

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 26 年 1 月 6 日に終了した旨、四日市市長から通知がありました。

平成 26 年 1 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業地域

四日市市尾平町、同市小古曾東三丁目、同市川北一丁目、同市天ヶ須賀四丁目、同市茂福町、同市垂坂町、同市浜一色町、同市新浜町、同市三滝台一丁目及び同市西浦二丁目

特定調達公告

次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 26 年 1 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

三重県財務会計・予算編成支援システム機器更新に伴う移行及び運用支援業務

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

入札説明書（仕様書）は、三重県物件等電子調達システム（以下「調達システム」といいます。）内の入札等情報公開システムから入手することができます。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成 32 年 2 月 29 日（土）までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する場所とします。

(5) 総合評価方式による一般競争入札

本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（加算方式）による一般競争入札です。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 平成25年度「三重県予算編成支援・財務会計システム S I 支援業務委託」の受託者でないこと。

なお、受託者とは当該業務の契約者（株式会社電算システム）又は契約者と資本若しくは人事面において相互に関連がある者（資本面においては発行済株式の25%以上の保有又は出資総額の25%を超える出資があること。人事面においては代表権を有する役員を兼ねていること。）とします。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、調達システムを利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。4(1)の申請書を提出するまでに、5(3)に掲げる部局に調達システム利用登録申請を行い、登録確認を受けてください。

なお、本入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により入札に参加する場合の調達システム利用登録申請については、電子証明書（ICカード）は不要とします。

- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)及び(2)に掲げる申請書を平成26年2月13日（木）17時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、(3)から(5)までの書類を、平成26年3月14日（金）17時までに提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書
- (2) 提案書等提出申請書
- (3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (4) 三重県内に本店又は営業所等を有する事業者にあつては、三重県が賦課徴収を所管する全ての県税に係る「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (5) 2(2)エを証明する資料

5 入札手続等に関する事項

(1) 入札事務担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局出納総務課総務班 担当 加藤・藤岡
電話 059-224-2771 ファクシミリ 059-224-2784

(2) 契約事務担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局出納総務課財務電算班 担当 湯浅・松月
電話 059-224-2763 ファクシミリ 059-224-2784

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 入札説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成26年3月12日（水）14時まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成26年2月21日（金）17時までに通知します。

(6) 技術提案書等提出の日時及び場所

ア 日時 平成26年2月24日（月）8時30分から同年3月3日（月）17時まで

イ 場所 (1)に掲げる部局

ウ 方法 技術提案書等の提出方法については、原則、郵送とします。郵送による場合は、一般書留又は簡易書留としてください。ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めるとしますが、その場合はあらかじめ、(1)に掲げる部局に持参する日時について調整を行ってください。

また、郵送とする場合は、封筒等の外側に「三重県財務会計・予算編成支援システム機器更新に伴う移行及び運用支援業務委託提案書等在中」と記載してください。

(7) 技術提案書聴取会の実施

ア 提案書評価表に沿って技術提案書聴取会を行いますので、本案件担当予定者は必ず出席してください。

イ 日時 平成26年3月10日（月）予定

詳細 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は 30 分とし、うち説明は 15 分以内とします。

エ 会場の都合上、出席者は本案件担当予定者を含め、3 名以内としてください。

(8) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成 26 年 3 月 12 日（水）14 時まで

入札と合わせて提出が必要となる入札金額内訳書は、調達システムの添付機能を使用して提出締切日時までに提出してください。

イ 書面による入札の場合は、入札説明書の入札書と入札金額内訳書を一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成 26 年 3 月 12 日（水）14 時まで

なお、三重県庁内郵便局へは平成 26 年 3 月 5 日（水）から同月 12 日（水）14 時までの間に到着するように投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県出納局出納総務課総務班 担当 加藤・藤岡

案件名 三重県財務会計・予算編成支援システム機器更新に伴う移行及び運用支援業務委託 入札書
在中

(9) 開札の日時及び場所

日時 平成 26 年 3 月 12 日（水）14 時 30 分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局出納総務課総務班

入札書を提出された事業者で開札への立会いを希望される場合は、事前に(1)に掲げる部局へ連絡をしてください。

(10) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金免除要件の確認のため、過去 3 年間に当該契約と同規模の契約を締結し、履行した実績の有無を示す証明書を提出していただく場合があります。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、別記「落札者決定基準」に規定する評価点が最も高く、かつ、同基準に規定する要件を満たす者となります。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札に関する質疑応答の実施

本入札に関する事項（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）に質疑がある場合は、以下の質疑提出締切日時までに調達システムの質疑応答機能により質疑等を行ってください。ただし、書面による入札者にとっては、当該締切日時までに 5(1)に掲げる部局へ書面（ファクシミリ可）で質疑申請を行ってください。全ての質疑への回答は、調達システム内の入札等情報公開システムの発注情報閲覧で行います。

質疑提出締切 平成 26 年 2 月 3 日（月）17 時まで

結果回答 平成 26 年 2 月 10 日（月）17 時までに行います。

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を延期又は中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(5) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 11 年三重県告示第 230 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(6) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(7) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(8) 本入札に係る詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

Financial Accounting and Budget System Equipment Update Transition and Operational Support Service

(2) Date and Time for the Proposal :

Proposal submitted by registered mail must be received by 5:00 P.M. on Monday, March 3, 2014.

(3) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the Internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Wednesday, March 12, 2014.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Wednesday, March 5, 2014 and 2:00 P.M. on Wednesday, March 12, 2014.

(4) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:30 P.M. on Wednesday, March 12, 2014.

(5) Managing Authority :

Electronic Finance Group, Treasury General Affairs Office, Treasury Bureau, Mie Prefectural Government

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL:059-224-2771 FAX:059-224-2784
E-Mail suito@pref.mie.jp

別記 落札者決定基準

1 基本的な考え方

落札候補者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価と提案内容の評価を加算する総合評価方式を採用し、合計点の最も高い入札者を落札候補者とする。

(1) 入札価格の評価

入札価格の評価については、後に示す計算式に基づき、入札価格に対する評価点（以下「価格評価点」という。）を与える。

(2) 提案内容の評価

「評価基準表」に基づき提案内容の評価し「技術評価点」を与える。

(3) 合計点の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき。）の対応

以下の順で落札候補者を決定する。

ア 入札者それぞれの「価格評価点」及び「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い者を落札候補者とする。

イ 入札者それぞれの「価格評価点」及び「技術評価点」が同じ場合

当該入札者間で三重県物件等電子調達システムを利用したくじ引きを実施し、落札候補者を決定する。

2 入札価格の評価

「価格評価点」は、以下の計算式による。

「価格評価点」 $=1,000 \times (1 - X / K)$

X：入札価格（円）

※平成26年度から平成31年度までの年度別価格の総合計が入札価格となる。

K：評価基準額（円）

※入札価格及び評価基準額については、全て消費税抜きの金額で計算を行う。

※有効数字は、小数点以下16桁目までとし、小数点以下17桁目以降は切り捨てとする。

3 提案内容の評価

提案内容の評価は、提案書に基づいて以下の手順で行う。

(1) 配点方法

技術点の満点を489点として、次のようにアからエまでの単位に点数を配点する。

＜配点設定＞

ア 業務全般についての評価項目： 102点

（ア）業務全般： 102点

イ 機器更新に伴う移行業務についての評価項目： 243点

（ア）スケジュール： 30点

（イ）実施体制： 42点

（ウ）改修・移行： 99点

（エ）導入： 30点

（オ）運用支援準備： 36点

（カ）研修： 6点

ウ 運用支援業務についての評価項目： 138点

（ア）実施体制： 24点

（イ）運用・保守： 30点

（ウ）サポートデスク： 12点

（エ）システム改善・保守： 72点

エ その他評価項目： 6点

（ア）施策的评价： 6点

(2) 配点の設定

大項目、小項目及び評価区分に項目を設定し、それぞれに重要度を重視した配点の設定を行う。

評価区分の採点は「優」「良」「可」「評価外」の4段階評価にて行うが、4段階で評価できない提案があった場合、「優」と「良」の中間点及び「良」と「可」の中間点の評価点を付けることがある。

ただし、評価区分を分けることができない大項目「施策的評価」については、点数を加点する。

各項目の評価区分の考え方については、評価基準表にある評価方法に記載する。

(3) 技術評価点の計算

技術評価点は、次のように算定する。

技術評価点 $=1,000 \times (X/G)$

G：技術点の満点（489点）

X：入札者の技術点

※技術評価点は整数値とし、小数点以下1桁目で四捨五入する。

(4) 必須項目について

「評価基準表」において本県が提案書に必ず記述が必要と考える項目を必須項目に指定する。必須項目の評価区分が「評価外」の場合には、落札候補者とししない。

4 落札候補者の決定方法

落札候補者の決定に当たっては、「価格評価点」及び「技術評価点」の合計が最も高い者を落札候補者とするが、以下の全ての要件を満たさない者は落札候補者とししない。

(1) 入札価格が、資料1「入札説明書」3で示した評価基準額の消費税抜きの金額以内であること。

(2) 入札書と合わせて提出する費用内訳記入シート（資料1別紙7）により提案された各年度別価格が、「三重県財務会計・予算編成支援システム 機器更新に伴う移行及び運用支援業務仕様書 1.4 支払方法」で示した各年度の評価基準額以内であること。

※上記に記載した金額は、全て消費税抜きの額とする。

5 全体の点数配分

技術評価点と価格評価点のバランスについては、1対1とする。入札者の獲得する合計点数は、各審査委員の技術評価点の平均（小数点以下1桁目までを有効とし、小数点以下2桁目を四捨五入する。）と価格評価点との合計が一番高いものを第1順位落札候補者とする。

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
